

令和6年度
東京都アレルギー疾患対策
検討委員会
(第2回)
会議録

令和7年1月31日
東京都保健医療局

(午後 6時00分 開会)

○環境保健事業担当課長 お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和6年度東京都アレルギー疾患対策検討委員会（第2回）を開催させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、また遅い時間にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私でございますが、司会を務めさせていただきます保健医療局健康安全部環境保健事業担当課長の金子でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、注意事項がございます。本日の会議はウェブ会議形式での開催となります。円滑に進められますよう努めてまいります。機器の不具合等により映像が見えない、音声が届かないなどございましたら、その都度事務局にお知らせください。

ウェブ会議を行うに当たりまして、委員の皆様には3点お願いがございます。

1点目は、ご発言の際には挙手ボタンを押していただき、会長からの指名を受けてからご発言ください。

2点目でございますが、議事録作成のため、速記が入っております。ご発言の際は必ずお名前をおっしゃってから、なるべく大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

3点目でございますが、議事に入りましたら、ご発言の際以外はカメラとマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、委員会の開催に当たりまして、健康安全部長の中川よりご挨拶を申し上げます。

○健康安全部長 保健医療局健康安全部長の中川でございます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また遅い時間にもかかわらずご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員会の開催に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

都は、東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づきまして、総合的にアレルギー疾患対策を進めております。

さて、先週には今春の飛散花粉数を発表いたしました。今春の飛散花粉数は昨年と同程度との予測でございますが、2月は花粉の飛散時期でもあることから、東京都は独自に東京都アレルギー疾患対策推進強化月間と2月を位置づけて、アレルギーに関する正しい知識を入手し適切な対応をしていただくよう、集中的な広報活動に取り組んでいるところでございます。

本日の委員会では、強化月間の取組を含めた今年度の取組状況についてご審議をいただきたいと存じます。また、今年度実施いたしました3歳児調査等の速報についてもご報告させていただく予定でございます。

限られた時間ではございますが、アレルギー疾患対策の推進に向け、委員の皆様方の専門的なお立場から活発なご議論を賜りたいと存じております。

今後も、東京都のアレルギー疾患対策のご理解とより一層のご支援をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 続きまして、資料の確認をお願いいたします。

資料は事前にメールと郵送でお送りいたしております。会議次第、委員名簿、資料1、2及び参考資料1から4をお配りしております。なお、参考資料の1の「東京アレルギー疾患対策推進計画」という冊子につきましては、以前郵送しております。お手元にご覧いただけない場合には、東京都アレルギー情報n a v i.でもご覧いただけますので、必要に応じてご参照いただきますようお願い申し上げます。資料の不足等ございましたら、チャットで事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、委員のご紹介をさせていただきます。東京都アレルギー疾患対策検討委員会委員名簿をご覧ください。なお、ご所属、役職につきましては省略させていただきますので、ご了承ください。可能でしたら、お名前をお呼びしたタイミングで画面とマイクをオンにさせていただき、音声確認も兼ねて一言ご発言いただければと思います。

それでは、ご紹介させていただきます。岩田会長でございます。

○岩田会長 岩田でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

大田会長代理でございます。

○大田会長代理 大田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

続きまして、石氏委員でございますが、まだ入られていないようです。

続きまして、今井委員でございます。

○今井委員 今井です。どうぞよろしくお願ひします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

大久保委員におきましては、欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、新田委員でございます。

○新田委員 新田でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

阪東委員でございます。

○阪東委員 阪東でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

村山委員でございます。

○村山委員 村山です。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

吉田委員でございます。

○吉田委員 都立小児総合医療センターの吉田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

川上委員でございます。

○川上委員 東京都医師会の川上です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

末田委員でございます。

○末田委員 東京都歯科医師会の末田です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

町田委員でございます。

○町田委員 東京都薬剤師会理事の町田です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

横山委員でございます。

○横山委員 東京都看護協会、横山でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

大森委員でございます。

○大森委員 東京都栄養士会の大森と申します。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

高畑委員でございます。

○高畑委員 東京都食品衛生協会の高畑と申します。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

小浦委員でございます。

○小浦委員 東京消費者団体連絡センターの小浦でございます。よろしくお願いいたします。
す。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

武川委員でございます。

武川委員、聞こえてますでしょうか。

挙手はされているようですので、また後ほどご発言いただければと思います。

続きまして、前田委員でございます。

○前田委員 前田でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

続きまして、田中委員でございます。

○田中委員 田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

工藤委員でございます。

○工藤委員 工藤です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

武川委員、聞こえますでしょうか。

手が挙がってますが、聞こえてはいるようですね。

不具合ございましたら、チャットのほうにご入力いただければと思います。

続きまして、オブザーバーの先生方をご紹介します。

名簿の裏面になりますが、布施委員でございます。

○布施委員 布施です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしく申し上げます。

石川委員でございます。

○石川委員 石川です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしく申し上げます。

松本委員でございます。

○松本委員 松本です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしく申し上げます。

事務局の紹介につきましては、お手元の委員名簿裏面にて代えさせていただきます。

それでは、以後の進行につきましては、岩田会長にお願いいたします。

岩田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩田会長 よろしく申し上げます。

次第に従いまして、本日の議事を進行させていただきます。

まず議事に入ります前に、本委員会の情報公開に関する取扱いについて、委員の皆様を確認いたします。会議は原則公開とする。また、議事録を作成することとし、これも原則公開とする。

以上2点、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○岩田会長 よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入ります。本日の議事は、次第にありますように三つとなっております。

一つ目の議事、アレルギー疾患対策事業の令和6年度取組状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議事(1)につきましてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

1枚目がアレルギー疾患対策推進計画の概要でございます。本計画は三つの柱、12の施策で構成されております。今回はこの施策のうち、保健医療局健康安全部が行っております事業を中心に今年度実施した事業、まだ途中のものもございすけれども、その状況についてご報告させていただきます。

2枚目でございます。施策の柱I、適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進についてでございます。

患者・家族への自己管理のための情報提供等の取組といたしまして、東京都アレルギー情報naviによる情報提供を行っております。アレルギー疾患に関する基礎的知識、花粉の情報、研修、講演会等の情報、医療機関情報等を発信しております。

ここで、東京都アレルギー情報 n a v i . のアクセス状況についてご紹介させていただきます。棒グラフでお示ししておりますが、アレルギー疾患対策推進強化月間の取組や妊婦・乳幼児保護者向けのシールの配布など、取組を開始しました令和4年2月からアクセス数の伸びを確認していただけるかと思えます。翌年度からは、月間の取組の初年度と比較しますと若干アクセス数が減っておりますが、取組を行う以前と比較しますとアクセス数は増加している状況でございます。

続きまして、アレルギー情報 n a v i . でよく閲覧されているページをご紹介させていただきます。今回の棒グラフでお示したものは、花粉関連ページを除いたもので集計し直したのになります。1番目、2番目は症例に関するページで、ステロイド軟膏を使用してもよくならない成人アトピー性皮膚炎について、成人で食物アレルギーと診断された女性の症例についてでございました。こちらは、アレルギー情報 n a v i . のトップページの右側にあります「教えて！きいちゃん！」のバナーをクリックいただきまして、「効果的な治療のために」というところをクリックしていただくとう出てくるページとなります。3番目は成人ぜん息のよくある質問というページでございました。また、7番目のところに、今年度本格運用及び施行・改良を行ってまいりました緊急時対応ガイダンスの閲覧がございました。このガイダンスにつきましては、後ほど、別途ご説明をさせていただきます。そのほか、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎といったページの閲覧数が多い傾向にございます。アレルギー情報 n a v i . のアクセス状況については以上でございます。

続きまして、妊婦及び乳幼児保護者に対するアレルギー情報の発信でございます。昨年度に引き続きまして、都内区市町村に対して母子手帳交付時にシール配布を依頼しております。配布数は約11万部となっております。また、今年度、拠点・専門病院にも配布を依頼させていただきました。今年度のシールは画面にございますように、昨年度と色や大きさなどを変えまして、ピンクの正方形のデザインとなっております。

続きまして、都民アレルギー講演会についてでございます。今年度は「こどものアレルギーQ&A」というテーマで、国立成育医療研究センターアレルギーセンターの豊國先生にご講演いただきまして、明日2月1日より2月28日まで動画配信を行う予定でございます。

続きまして、デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内についてでございます。こちらは、今年度運用しております保育施設等向け緊急時対応ガイダンスを改良し、患者・家族向けの緊急時対応ガイダンスを開発・改良いたしました。施設向け同様、監修には都立小児総合医療センターの先生方にご協力をいただきました。今年1月28日より、改良版を東京都アレルギー情報 n a v i . に実装しております。内容といたしましては、資料にもございますように、エピペンの使い方の動画のほか、心肺蘇生や必要な場合についてはアニメーション動画でご案内をするというものでございます。携帯、スマートフォンからアクセスいただきますと、119番発信もすぐできるような仕組みとなっております。

続きまして、アレルギー疾患対策推進に関する集中的広報展開でございます。こちらは、令和4年度から取り組んでいる事業となります。毎年2月を東京都アレルギー疾患対策推進強化月間と称しまして、集中的に広報を展開しております。今年度も、先ほどご紹介しました講演会の開催、キーワード連動型広告、デジタルサイネージによる動画の掲出、また都庁第一庁舎1階にパネル展示等を行う予定の実施でございます。

続きまして、花粉症対策の推進といたしまして、花粉の飛散状況の観測、解析を行っております。スギ・ヒノキ等の飛散花粉状況の定点観測、また飛散開始時期などに関する報道発表、ホームページで情報提供を行っております。

先日、1月8日にスギ花粉の飛散開始が確認されましたので、1月17日にプレス発表を行っております。また、花粉症に関する情報提供・普及啓発といたしまして、「花粉症一口メモ」という普及啓発媒体を8,000部印刷し、配布をしております。

続きまして、アレルギー表示など食品に関する対策でございます。

食品表示法に基づく監視指導を都保健所及び事業所で実施してございまして、食品製造業者や食品流通業者、食品販売業者等に対しまして、11月末現在で延べ12万7,377件実施しております。

適正表示推進者育成講習会を開催しておりますが、1回目は11月、2回目を1月に実施しております。講習会を受講し、食品の適正表示推進者として新たに登録された登録者は、1回目の講習会后275名、2回目の講習会后135名となっております。

また、適正表示推進者フォローアップ講習会につきましては、2月3日に講習会を実施する予定でございます。

続きまして、製造・調理施設の監視指導を都保健所及び健康安全研究センターで実施してございまして、食品製造業、給食施設、飲食店に対しまして、11月末現在延べ1万5,076件実施しております。

また、食品アレルギー検査につきましても、都保健所及び健康安全研究センターで実施しておりますが、食品製造業、給食施設に対して特定原材料のアレルギー検査を11月末現在で39検体実施しております。

また、食品表示法に基づく自主回収の届出につきましても、12月末現在29件でございます。この届出された情報につきましては、国と連携いたしまして情報提供をしております。

続きまして、飲食店向け食物アレルギー講習会を動画配信形式で11月に実施しております。534名の方が受講しております。

また、飲食店事業者向け資料「食物アレルギー対策に取り組みましょう」につきましては、保健所・事業所や業界団体等を通じた飲食店への配布に加え、新たに多言語コールセンターに登録している事業者やムスリム対応を希望する飲食店向けセミナーで、1,450部配布をしております。

続きまして、施策の柱Ⅱ、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備でございます。

医療従事者の資質向上といたしまして、アレルギー疾患治療専門研修を開催いたしました。この研修は全てウェブ開催となっております。今年度につきましては、成人領域の内容及び小児領域の内容の研修を各2回開催する予定となっております。成人領域につきましては、慶應義塾大学病院には生物学的製剤を中心とした各診療科からのご講義をいただき、受講者数は209名でした。昭和大学病院には食物アレルギーを中心に各診療科からご講義をいただき、受講者は133名でした。

小児領域につきましては、都立小児総合医療センターに「喘息と診断されやすい、長引く咳嗽・喘鳴の鑑別疾患」について、「アレルギー疾患におけるChaitGPTの使い方」についてというテーマでご講義をいただき、申込みは140名でした。国立成育医療研究センターについては、2月27日に食物アレルギーと離乳食、乳幼児期の食生活や栄養というテーマで開催をいただく予定となっております。

続きまして、12月に医療従事者向け研修会を開催いたしました。今年度もウェブ開催とアーカイブ配信形式を併用しております。「感染症と小児喘息は、お互いがお互いを悪化させていく」というテーマで、埼玉医科大学総合医療センター小児科教授の是松先生にご講義いただきました。申込み数は41名でございました。

また、薬剤師、看護師、栄養士等に向けまして、相談実務研修を開催しております。この研修は全て動画配信としておりまして、1月6日から配信を開始しております。子供のアレルギー疾患に関する相談実務研修は三つのテーマで実施しております。一つ目が、「特殊な食物アレルギー～近年急増している食物蛋白誘発胃腸炎について～」です。国立成育医療研究センターの森田先生にご講義いただいております。二つ目のテーマは、「子どものアレルギー性鼻炎」です。東京慈恵会医科大学附属病院、遠藤先生にご講義いただいております。三つ目のテーマは、「子どものアレルギー疾患に関するよくある質問」です。国立成育医療研究センター、福家先生にご講義をいただいております。

成人のアレルギー疾患に関する相談実務研修につきましては、二つのテーマで実施しております。一つが、「重症の成人ぜん息への治療・吸入療法のコツ」で、東海大学医学部付属東京病院の病院長、海老原先生にご講義をいただいております。二つ目のテーマとしましては、「難治性のアトピー性皮膚炎に対する治療や支援」で、昭和大学医学部の猪又先生にご講義をいただいております。それぞれの研修の申込み数につきましては記載のとおりとなります。

続きまして、医療提供体制の整備でございます。専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワークの強化につきまして、今年度は拠点病院である昭和大学に委託をし、アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会を11月6日に開催いたしました。拠点病院4病院、専門病院12病院、東京都医師会にご参加をいただきました。

続きまして、アレルギー疾患医療連携事業でございます。令和4年度実施のアレルギー疾患医療連携の具体化に向けた検討で示された、都内医療連携体制整備に必要な取組を実施し、今年度は4拠点病院等の協力の下、本格実施をしている事業となります。

一つ目は、アレルギー医療連携ワーキンググループの設置でございます。今まで紹介しました医療連携事業について効果検証をし、今後の運用方法について有識者7名の方にご意見をいただいております。今年度第1回目のワーキンググループを7月11日に実施いたしました。第2回目につきましては、2月18日に実施予定でございます。

二つ目は、アレルギー疾患に関する連携医療機関の登録とデータベースの運用でございます。現在の連携医療機関数は集計中でございます。郵送させていただきました資料には施設数が記載しておりますが、現在精査中でございますので、この11ページの差替えをお願いいたします。データベースの運用につきましては、先日のワーキンググループにて慎重な対応が必要なのではないかとのご意見をいただき、まずは医療連携研修の受講者のうち、受講機関リストとして公開することに同意を得られた方について受講機関リストとして作成し、アレルギー情報n a v i. に掲載をしていく予定でございます。

三つ目は、アレルギー疾患医療連携研修でございます。この研修は連携医療機関への登録を検討している医療機関に対し、拠点病院等との連携の手法を実践的に習得する研修を実施し、連携医療機関と拠点病院等との人的ネットワークを構築することを目的とした研修でございます。各拠点病院が年1回ずつ計4回実施する研修でございます。現在、3拠点病院が研修を実施し、参加機関数を記載させていただきました。新規連携医療機関として登録いただいた実績につきましては、現在精査中でございます。非常に熱心に何度も受講いただいている機関もいる状況ではありますが、今後新規にご登録いただける医療機関を増やすために、医師会及び拠点病院や専門病院の先生方のご協力を得ながら、地域の先生方に研修受講をしていただけるような働きかけも必要であると考えております。今後、2月8日に慶應義塾大学病院にて実施予定となっております。

四つ目といたしまして、アレルギー手帳の運用でございます。既に拠点・専門病院、連携医療機関、患者団体に配布し、同意が得られた方に手帳の使用を案内しております。紙版とウェブ版があり、患者自身がアレルギー情報を管理し、医療従事者とのコミュニケーションツールとして活用いただいているところでございます。今年度、既に拠点・専門病院及び令和5年度に連携医療機関としてご登録いただきました医療機関に、紙の手帳の配布及びウェブ版の手帳の周知文を郵送させていただきました。なお、今後、2月中旬以降、拠点・専門病院及び令和5年度・6年度に連携医療機関としてご登録いただきました医療機関に、手帳の配布及びウェブ版の周知のチラシを配布させていただく予定となっております。配布等の周知を図りながら、手帳の活用をしていただけるよう取組を行ってまいります。

続きまして、医療機関に関する情報提供でございます。こちらにつきましては、東京都アレルギー情報n a v i. の中で、拠点病院等に関する情報の掲載をしております。また、厚労省の医療情報ネット（ナビイ）にて、アレルギー疾患の診療を実施している医療機関に関する情報を提供しております。

続きまして、施策の柱Ⅲ、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりでございます。

多様な相談に対応できる体制の充実として、相談実務研修を実施しております。こちらは先ほどお示ししました医療従事者の資質の向上にも記載をしております、再掲となりますので割愛をさせていただきますが、医療従事者に加え、社会福祉施設等職員も対象として実施しているものでございます。また、研修資料や普及啓発資料等を用いた技術的助言といたしまして、緊急対応マニュアル等の配布や都民向けリーフレットの作成・配布を行っております。

続きまして、社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上といたしまして、ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修を開催いたしました。今年度は、学童期の子供を預かる施設向けと保育施設向けの二つに対象を分けて実施しております。都立小児総合医療センターの梶田先生、P A Eの山野先生、井上先生にご講義いただいております。この研修では、エピペントレーナーでの実習もございますので、会場での開催となっております。申込み者数等につきましては、資料をご覧ください。

次に、デジタル技術を活用した緊急時ガイダンスでございます。こちらは令和4年度から取り組んでいる事業でございますが、もともと紙媒体で作成していた食物アレルギー緊急時対応マニュアルを、音声・動画等を活用してスマートフォン等で分かりやすく操作できる緊急時対応ガイダンスというものを開発・運用しております。スケジュールでもお示ししておりますが、昨年度施設向けの本格運用をしております、今年度は冒頭でもお示ししました施設向けを元に改良を行いました患者・家族向けの緊急時対応ガイダンスを、1月28日から本格運用しております。資料の16ページにありますのは、施設向けの緊急時ガイダンスでございます。

続きまして、事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進でございます。アレルギー対応体制強化研修を対象別に実施しております。まず、社会福祉施設等の管理者向けにウェブで研修を実施しております。「保育所における食物アレルギー・アナフィラキシー対応」というテーマで、昭和大学医学部小児科学講座教授の今井先生にご講義をいただきまして、509名の方にご視聴いただきました。

区市町村向けの研修といたしましては2回、こちらでもウェブで開催しております。1回目は、母子保健主管課等職員向けに「アレルギー疾患を抱える親子に寄り添う保健指導のポイント」というテーマで、さいわいこどもクリニックの古川先生にご講義いただきました。27名の方が参加されております。2回目は、保育主管課向けに「災害に備えよう！危機管理の視点から考えるアレルギー対策のヒント」というテーマで、帝京大学医学部小児科・アレルギーセンター教授の小林先生にご講義いただきました。43名の申込みがありました。

続いて、災害時に備えた体制整備に関する取組でございます。こちらはアレルギー情報navi.による災害発生時の対策に関する情報提供のほか、再掲となりますが、区市町村職員向けのアレルギー対応体制強化研修、また、都・各区市町村の地域防災計画

等の内容確認及び助言を行っております。

施策の柱ⅠからⅢにつきましては、以上となります。

最後に、施策展開の土台の部分でございます。

施策を推進するための取組といたしまして、施策展開の基礎となる調査の実施についてご紹介させていただきます。一つ目は、乳幼児に関するアレルギー調査の実施についてでございます。こちらは5年ごとの調査となっており、アレルギー疾患に関する3歳児調査とアレルギー疾患に関する施設調査がございます。

アレルギー疾患に関する3歳児調査の対象は、令和6年10月に区市町村で実施する3歳児健康診査の受診者及びその保護者となっております。調査方法はウェブ調査で、実施時期は令和6年10月で、調査内容は各アレルギー疾患の患状況、治療状況等になっております。

アレルギー疾患に関する施設調査につきましては、対象は認可・認証保育園、幼稚園、認定こども園、ベビーホテル、家庭的保育、学童保育、それ以外の施設（事業所内保育施設、院内保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育、小規模保育所）等となっております。こちらも調査方法はウェブ調査となっており、同じく令和6年10月に実施しております。調査内容は在籍児の各アレルギー疾患の患状況、配慮や管理の状況等についてでございます。学童保育については調査内容が一部異なる調査をしております。調査の速報値につきましては、議事（2）の資料2にて説明をさせていただきます。

最後に、専門的知見を取り入れた対策の検討についてご紹介させていただきます。アレルギー疾患対策検討部会は本委員会の下部会の一つでございますが、年4回開催しております。主に普及啓発や人材育成、調査などの検討を行っております。今年度の検討内容につきましては、資料をご参照いただければと思います。

次に、アレルギー疾患医療拠点病院等検討部会でございますが、こちらも本委員会の下部会でございます。主に、医療提供体制、拠点・専門病院の指定要件に関することを検討しております。例年、年1回の開催でございます。検討内容は資料のとおりでございます。

最後に、アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会の開催でございます。こちらは先ほど施策の柱Ⅱでもご紹介したものではありませんが、拠点・専門病院同士での情報交換を行っております。年1回の実施で、今年度から拠点病院であります昭和大学病院に委託をして実施しております。検討内容につきましては資料のとおりでございますが、活発な意見交換や情報共有が行われておりました。

資料1の説明は以上でございます。

○環境保健事業担当課長 あわせて、ここで事務局からご連絡を申し上げます。

石氏先生でございますけれども、もう既に参加されておりますので、その点、ご紹介だけさせていただきます。

それでは、会長、進行のほう、引き続きよろしく願いいたします。

○岩田会長 ご説明ありがとうございました。

多岐にわたることが展開されております。ただいまの説明を受けまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

阪東委員、どうぞ。

○阪東委員 阪東でございます。

簡単な確認も含めて、幾つか質問させてください。

まず、3ページの閲覧ページの閲覧回数を示したグラフですけれども、上から二つ目の項目については副題がついておらず、ただ東京都アレルギー情報n a v i. としか書いてないのですが、これはどういうことでしょうか。一番上の成人アトピー性皮膚炎のステロイドを使用してもよくなるという回数と全く同じなので、これは重複しているのか何なのか、ちょっと気になったというのが1点目です。

2点目は、7ページ目の一番下で、飲食店事業者向けの資料の配布として、今年度新たに多言語コールセンターやムスリム対応を希望する飲食店向けセミナーで配布されているということですが、これは言語についてはどうなっているのか、何か翻訳とかそういったものを考えてらっしゃるのかどうか、そういうものを準備されているのかどうかという、これが2点目の質問です。

3点目です。10ページの動画配信というところで、医療従事者の資質向上として幾つか動画配信されていますが、ここで括弧で「(規模各300名)」とか「(規模各100名)」と書いているのですが、これは動画配信ですけども規模がついている理由がよく分からなくて、どういう意味かなと思ひまして。見られる上限が決まっているのかなとか、ちょっと気になったものですからお伺いする次第です。これが再掲として、社会福祉関連の方向けにも確か書いていたと思ひますけれども、この申込み者数がどちらも同じ数字しか書いていないのですけれども、せっかく両者向けにやっているのであれば、こちらのほうには薬剤師、看護師、栄養士の内訳を、それから社会福祉施設等職員向けにはそちらの方々の内訳を書けるようにはならないのかなというのがちょっと気になったので、そこもお伺いしたいと思ひました。

それから、17ページで、今度はウェブ開催でいろいろな研修をされていて、こちらに規模を書いているのはウェブ開催で上限があるのだらうと思うのですけれども、その規模を超えた申込み者があったときに、どのように選定されているのかというふうなところです。規模を超えていないところについては別に問題ないと思うのですけれども、先着順なのか、それとも各機関から1名とか、何かそういうふうな基準があつて選定されているのかどうかとか、そういったことがちょっと気になったのでお伺いする次第です。

以上です。お願いします。

○岩田会長 いかがでしょうか、事務局。

4点にわたってのご質問ですが。

○環境保健事業担当課長 事務局、金子でございます。

ご意見、ご質問ありがとうございます。

まず、3ページの資料についてでございますが、事務局のほうからご説明を。

○事務局 事務局でございます。

3ページ目のご質問に関しまして、東京都アレルギー情報n a v i. と記載してあるところに関しましては、アレルギー情報n a v i. のトップページの意味でございます。

○環境保健事業担当課長

続きまして、7ページの多言語コールセンターの言語について。

○食品監視課長

ご質問された7ページの一番下の飲食店事業者向け資料のアレルギーコミュニケーションシートの改定についてでございます。今回、新たに多言語コールセンターに登録している事業者とムスリム対応を希望する飲食店に配布しました。外国人の方が宿泊する施設や食事をする施設は、アレルギーコミュニケーションシートとの親和性が高いということで、今回、お配りさせていただいております。多言語状況につきましては、日本語に加えて、英語、中国語、韓国語の4か国語を一つのシートの中に記載しています。

以上です。

○環境保健事業担当課長 続きまして、動画配信の規模であるとか、規模を超えた際の選定、社会福祉施設等を分けられるかというのは、健康安全研究センターの担当でお答え可能でしょうか。

○事務局 ご質問ありがとうございます。

研修の規模につきましては、これは予算規模上の人数でございます。アーカイブ配信については、新たな規模の設定が今後必要かと考えているところでございます。

それから、申込み者の職種ですけれども、申込み時に職種は確認させていただいておりますので、内訳を出すことは可能でございます。

○環境保健事業担当課長 17ページの規模を超えた際の選定について、健康安全研究センターさん、お願いします。

○事務局 失礼いたしました。

ウェブ配信の施設管理者向けの研修は、Z o o mで行っているのですが、規模を超えてもZ o o mで収容可能な限り、なるべく参加をしていただいているところでございます。

会場開催等で収容規模が限られている緊急時対応研修につきましては、過去、受講歴がある方はご遠慮いただいて、初めてという方を優先的に参加をしていただいたり、同じ施設から複数名申し込まれた場合については、施設内での人数調整をお願いしているところでございます。

以上です。

○阪東委員 ありがとうございます。

○岩田会長 よろしいでしょうか。

先ほどの3ページの棒グラフ部分については、一見重複しているように見えるけれども、一番上の棒グラフは表のページのアクセス数であるという、そういうご説明でよろしいでしょうか。

それで、2番目の同じく東京都アレルギー情報n a v i . と書いてあるところ、これが、ステロイド軟膏を使用してもよくなる云々ということになるという解釈でよろしいでしょうか。

○環境保健事業担当課長

ちょっと説明が分かりにくくて申し訳ございません。

一番上がステロイド軟膏を使用してもよくなるというページでございまして、2番目にトップページの閲覧数が表示されているということでございます。

分かりにくくて申し訳ございませんでした。

○岩田会長 はい、了解です。

そのほか、ご質問などございますでしょうか。

前田委員、どうぞ。

○前田委員

非常に量の多いご説明ありがとうございました。

幾つか質問がございまして、まず、7ページのアレルゲン表示など食品に関する対策で、事業者への講習会ということが書かれているのですけれども、上の二つ目の丸と三つ目の丸のところで、初歩的な質問で恐縮なのですが、中身的には全てアレルギーのことがテーマになった講習会であるのかなということが気になりました。もし、もっと広い範囲での講習会で、アレルギーがちょっとだけということなのだったら、あまり時間的には取れないのではないかなと思ひまして、ご質問させていただきたいと思ひます。大体どのくらいの時間が割かれているのかなというところが、気になっております。

私が食品表示等の国のほうの委員をしている関係で、こういった事業者の講習みたいな話がよく出てくるのですけれども、思っていた以上に少ない、機会が少ないなということを感じます。アレルギー表示もどんどん変わっていく中で、消費者といいますか、国民全体も学んでいかなければいけないなと思ひまして、この講習の一部だけでは十分とはいえないのではないかなということを感じたもので、子どものころから、小・中学生ぐらいからこういうことを学ぶ場があると関心が深まるのではないかなと最近特に思っておりますので、お伺いたしました。これが1点目の質問です。

それから、ちょっと戻って恐縮なのですが、5ページ目のガイダンスなのですが、家庭用、患者・家族向けということなのですが、中身を拝見したのですが、大勢で、人を多く集める等、施設向けのことが多いかなと思ひまして、家庭で保護者、例えば母親と子供だけの場面がちょっと想定しづらいなと思ひたので、そういったことを想定したのがあるといいなと思ひました。それが2点目です。それは意見です。

それから、3歳児調査なのですけれども、いつもありがとうございます。こちら、児童相談所なんかは入るんでしょうか。範囲が分からなくて申し訳ないのですけれども、児童相談所も急遽保護されるお子様がいて、やはり非常に大変という話を聞きますので、こういったところからも何か拾える情報・要望があるのかなと思ひまして、お伺いしたいと思ひました。

以上です。

○環境保健事業担当課長 ご質問ありがとうございます。

まず、アレルギー表示の講習会につきましては、食品の担当からお願いします。

○食品監視課長 ご質問ありがとうございます。

資料7ページの二丸目と三丸目、適正表示推進者育成講習会ですが、ご指摘のとおり、食品の製造や輸入などを行っている事業者に対しての講習会となります。講習会自体は1日かけて行っており、講習会の内容としては、食品の表示全般になります。食品の表示は非常に項目が多く、その中の一つとしてアレルギー表示も取り扱っています。

この講習会では、食品表示を全て網羅するために都庁の各担当者が集まって作ったテキストを配布しており、その中でアレルギー表示の実際の細かいルールも含めて全部記載しております。事業者の方に、この講習会に参加していただき、さらにテキストで勉強していただきながら、アレルギー表示も含めた知識の定着を図っていきたくて考えております。

以上です。

○環境保健事業担当課長 続きまして、5ページの患者・家族向けのガイダンスについてでございます。

○事務局 前田委員、貴重なご意見をありがとうございます。

今回、患者・家族向けということで作成をしたこのツールでございますけれども、平時からの学習といった意味のコンテンツと、あと実際に日々の学習を通して何かあったときにこちらのページにすぐにアクセスしていただいて対応いただくといった意味合いの二つの側面を兼ねてこのページを作成しております。

おっしゃっていただいたように、たくさんの人を呼べないというようなことも確かに想定としてはあるかなというふうに思いますが、お一人だけで抱え込まずに周りの方にも協力を求めながら対応していただくといったところで、今回はこのようなつくりになっております。今後につきましては、またご意見等を参考にさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○環境保健事業担当課長 続きまして、3歳児調査につきまして、健康安全研究センター担当のほうからお願いいたします。

○事務局

施設調査の対象施設に関するご質問だとお受けいたしました。こちらは、前田委員のご指摘のとおり、やはり緊急的に保護された方のアレルギー事情も把握する必要がある

だろうと考えまして、今回、乳児院も対象に含めて調査を行っております。

以上です。

○環境保健事業担当課長

補足でございますけれども、患者・家族向けのガイダンスであるとか、施設向けのガイダンスにつきましては、全体としては今回の3年間の計画で公開ということになっておりますが、これはあくまでもデジタルでございますので、今後、例えば使っていく中で、様々なご意見等いただくことがあるかと思っております。そういう中で、徐々に改善・改良していくというのは、デジタルでつくりましたのでそれは可能ですので、またいろいろご意見をいただきながら改善・改良していければと思っておりますので、その点、ご了承いただければと思っております。

前田委員からのご質問につきましては、以上でございます。

○岩田会長 貴重なご指摘、ありがとうございます。

今井委員、どうぞ。

○今井委員 ありがとうございます。昭和大学の今井です。

2点お願いします。

まず、7ページなんですけれども、先ほど前田委員からもご指摘ありましたけれども、適正表示推進者育成講習会に関して伺いたかったのですが、先ほどの回答でアレルギーの講義は一部分であるという話でしたけれども、そのテキストの内容に関しては都の関連部門が作成されていると先ほど説明がありましたけれども、内容に関しての最新性であるとかというところは、しっかり担保されているのか。されているのだと思えますけれども、一応確認です。

あとは、その上の食品表示法に基づく監視指導とその下の製造・調理施設の監視指導なんですけれども、それぞれ12万7,377件と1万5,076件ですけども、これはもちろんアレルギーに関する監視指導が含まれるというものであるという認識でよろしいでしょうか。

あとは、11ページの、私も、昭和大学病院も関わらせていただいておりますけれども、医療提供体制の整備ですけれども、1月31日の時点で133施設ということですが、これに関して、11ページですね、目標値があってそれに対してこの件数が多いのか少ないのか。もし目標値がないのであれば、この133施設という件数に関して、多いと考えているのか、少ないと考えているのか。もし、少ないと考えているのであれば、今後どのような対策を講じていこうとお考えなのかというところを伺いたいと思っております。

○環境保健事業担当課長 ご質問ありがとうございます。

では、まず食品のほう、お願いします。

○食品監視課長 ご質問ありがとうございます。

まず1点目の適正表示推進者育成講習会のテキストの内容についてですが、これは毎年更新しております。都庁の中で、食品表示の連絡会を毎年開催し、今年の講習内容の検討や、テキストの最新情報の更新などを行い、講習会を実施しております。

2点目の、一丸目と四丸目の立入りにつきまして、アレルギー表示の監視指導を実施しています。通常保健所が実施する食中毒予防などの監視指導の中に、アレルギー表示の監視指導を実施しています。特にアレルギー表示を行っている事業者には、原材料から確認しているかなどの監視指導を行っているところでございます。

以上です。

- 環境保健事業担当課長 では、続きまして、11ページの登録・データベースでございませけれども、これにつきましては、我々の内部的には少なくとも全体のアレルギー疾患を診ている医療機関、1万数千件ありますけれども、その1割ぐらひは最低でも登録していただきたいという目標がございませ。そうしますと1,400というような数字になるわけですが、そこに向けましては、昨年度が先行実施で今年度の4回では、まだまだ全然足りないというのが我々の認識でございませ。

今後につきましては、これは実際に拠点4病院ともご相談させていただきたいと思っておりますが、やはり拠点病院で実施しているということでございませるので、拠点病院に関連する医療機関の方が参加しやすいのがまず一つありますので、ここにまた専門病院の方々にもいろいろご協力をいただけることがあれば、さらに広がるかと思っておりますし、また、ご説明の中で報告いたしました、医療機関の中でこの研修を受講された医療機関のうち公表してもいいよというふうに言っていた医療機関をホームページで紹介するということを今後想定してございませるので、そうした取組の中で、医療機関の中でも受講すれば、このホームページに載るというような形で参加意欲を高めていただければと思っておりますし、また今後、医療実態調査などで医療機関と連絡を取る、医療機関にお知らせをする際には、この連携研修に参加してございませるかというような質問も追加するということにより、医療機関に医療連携研修自体を知っていただく、また、ホームページ等で研修受講済みの機関を紹介するということによって意欲を高めていただくというふうなことを考えてございませして、まだまだ取組を始めたばかりでございませけれども、さらに最終目標は相当遠いですが引き続き努力していききたいというふうに考えてございませ。

以上です。

- 今井委員 ありがとうございます。

ちょっと前のほうからですが、この12万7,000件とか1万5,000件の中で、監視指導しなければいけなかつた店舗というのもあつたと思うのですね。それに関して、先ほどお話しした食中毒関連であるとか各パートがあると思うのですが、それにおいてアレルギーに関する指導・指摘があつた件数というのも、もし今後教えていただければなというふうに思ひませ。

11ページのほうに関しましては、やはり現場でやっているとなかなか周知できていないような気はしませ。会の前後に一応関連したお話の時間はありますけれども、数分でしかないのでそこで理解していただけるのはなかなか難しいし、そもそもそういった医療連携システムに関して、まだまだ周知が足りていない。周知されたとしても、その医

療連携機関になることによるメリットというのがなければ、恐らく登録医療機関というのは増えてこないと思いますので、その辺、今年2年目ですか、やってみた中での医療連携施設の伸びの悪さというのは、抜本的に何か考えていかないと尻すぼみになってしまいそうな危惧を現場としては感じております。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

この連携事業はかなり目玉の事業であるというふうに当初から委員の皆様方も感じておられたと思うのですが、実際にワーキンググループを含めて研修を行っておられる現場のほうからの貴重な提言も含めたご意見だと思いますので、今後じっくりと検討していただければありがたいかなと思う次第です。

武川委員、どうぞ。

○環境保健事業担当課長 武川委員、音声、マイクオンになってますでしょうか。

もし可能でしたら、お手数ではございますが、チャットでご意見をお書きいただいて届いた時点でということではいかがでしょうか。

もし、マイクがつながるようでしたら今お話しいただければと思いますが、難しいようですので、チャットでご意見いただければと思いますが、会長いかがでしょうか。

○岩田会長 武川委員、こちらの声は聞こえていますか。

画面は見えるのですが。

○環境保健事業担当課長 こちらの声は聞こえているようです。

○岩田会長 残念ながらそちらのお声が全く聞こえておりませんので、先ほどの事務局のほうからのお話のように、チャットにご質問などを入れていただければそれを拝見したいと思いますが、いかがでしょうか。

すみません。では、進行上、少し省略させていただきます。もしも、後ほどチャットに文章が入りましたら、それを取り上げさせていただきますと思います。

ほかにご質問等ございますでしょうか。

○環境保健事業担当課長 会長、すみません。

武川委員からのチャットで質問が入っておりまして、地域医療連携におけるCAIの活用についてご意見をいただければということでございますが。

○岩田会長

これは現場でやっていらっしゃる方、いかがですか。

今井委員、いかがでしょうか。

○今井委員 この活用というのが、武川委員がどのようなことをイメージされているかなのですが、地域医療連携の講演会などにCAIの方々をお呼びして、メディカルスタッフの視点でそういった講演会をするということでしょうか。それとも、もっと医療の現場において、CAIやPAEというものもあるのですけれども、こういったメディカルスタッフをもっと活用していけるような施策を都としても推進していくようなことを検討するべきだということでしょうか。

もし前者のほうなのであれば、今メディカルスタッフがアレルギーの診療を補ってくれる資格としては、今出ましたCAIというものと、PAEというものがあるのですが、ほかにも皮膚科系でも、呼吸器系でも、多少そういった資格があるのですが、一般的にメジャーなものとしては、CAIとPAEだと思います。

私、PAEのほうの資格のほうに深く関わっておりますので、そちら寄りの発言になってしまいますけれども、PAEというのはかなり資格試験も難しいですし、能力の高いメディカルスタッフの方々がその資格を取得しております。それに比較してですけれども、CAIの方々はどちらかというと知識ベース、もちろん全然メディカルスタッフの中でアレルギー系の知識のないという方々もたくさんいらっしゃる中で、CAIの方々も一定の知識をお持ちにはなっていると思いますが、人の前で講演をするとなると、恐らく力的にはPAEの方々のほうが力をお持ちかなというふうには思います。ただ、やはりメディカルスタッフもぜひアレルギー診療には今後しっかり関わっていただきたいとは思っておりますので、講演会などで医師だけを対象にするのではなくて、メディカルスタッフも意識したそういった講演会活動というのはあってしかるべきかなというふうに思います。

また、診療においても、多忙な医師の診療の中で、能力を持ったメディカルスタッフが診療を助けてくれることは、患者さん側にとってもこれまでだと十分説明が受けられなかった多忙な医師においては、それがメディカルスタッフによって得たい情報が得られるというような中で、診療の質も上がってくることにもなるでしょうし、なかなか特定の資格を都が推奨するというのも困難だとは思いますが、全体としてメディカルスタッフのアレルギー診療における育成というのは、一つ積極的に取り組んでいただけるといいかなと私個人としては思っております。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

○環境保健事業担当課長 すみません。事務局、金子からよろしいでしょうか。

○岩田会長 はい、どうぞ。

○環境保健事業担当課長 今井委員からアレルギー診療全体のお話をいただいたかと思うのですが、もしこの質問の趣旨が医療連携研修と医療機関の登録・データベース構築ということだとした場合でございますけれども、あくまでもこの医療機関の登録・データベースの構築というのは、東京都として事業を実施しているのは、地域の医療機関の方に登録をいただいて研修受講施設を都民の方に紹介するということと、あとは、地域の医療機関の状況について各拠点・専門病院にご理解いただいて、紹介・逆紹介をスムーズにいくということでございますので、あくまでも特設医師というふうな形で我々は限定はしていませんけれども、地域の医療機関が中心だというふうに考えますと、医師が中心になる事業と考えております。

以上です。

○岩田会長 次に専門医不足を補うなど、医療提供体制においてCAIやPAEの活用な

ど、有用であるというご意見を賜ったということをご記録していただければ、今の段階ではよろしいのかなと思います。

次に進めたいと思いますが、あと、それぞれの委員の方々、よろしいでしょうか。

小浦委員、どうぞ。

○小浦委員 ありがとうございます。

私からは、災害時における体制・整備のことで質問があるんですけども、17ページのところです。私も東京都アレルギー情報n a v i . を見て、災害時のときにはというところを見ますと、大変詳しく書いてありまして、家庭での備蓄はもちろんやらなければいけないということはよく分かります。それで、一番下にありますように、都と、それから各区市町村の地域防災計画等の内容確認及び助言というところについて質問があるんですけども、東京都が各自治体それぞれの事情に合わせていろんなものを備蓄する参考になるようにということで資料を出されていますけれども、それに沿って各区市町村で備蓄をすると思うのですが、この内容の確認というものの中に、今どのくらいアレルギー対策用の備蓄を確保しているかについても調査項目があるのかどうかというところを教えてくださいと思います。

お願いいたします。

○環境保健事業担当課長 ご質問ありがとうございます。

実際に都と各区市町村の地域防災計画等の内容確認・助言ということでございますけれども、これにつきましては、各区市町村が地域防災計画を改定・修正する際に東京都に意見を求めるという形になっておりまして、それに対して我々も記載が正しいか、記載があるのかどうかというような意見を出すことになっております。もしその中で不具合があれば、ご意見を差し上げるということになっておりますが、今お話しいただいたどのぐらい、どこで備蓄されているのかということにつきましては、今の段階で我々は把握しておりませんが、回答できるかどうか分かりませんが、我々東京都にも総合防災部ということで防災関係を所管している部署もございますので、ちょっとそちらのほうには状況を確認してみたいと思います。大変申し訳ございません。回答としてはできませんけれども、大体備蓄をするというような計画は、ほぼほぼ全ての自治体で入っているんですけども、実際その数がどのぐらいというのは今のところ我々の今手持ちの資料ではございませんので、また後日か次回の委員会にはご報告させていただければと思いますので、ご了承いただければと思います。

○小浦委員 ありがとうございます。分かりました。

やはり、去年も能登半島での地震もありましたし、いつ風水害が起こるか分からないので、そういったときにアレルギー疾患を持っている方たちが困らないように、家庭での備蓄が基本だとは思いますが、行政のところでもそういう備えがあればより安心かなと思われましたので質問させていただきました。

ありがとうございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

ほかにご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。

議事の(2)です。令和6年度アレルギー疾患に関する3歳児調査及びアレルギー疾患に関する施設調査の概要(速報)を事務局よりご説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料2をご覧ください。

まず初めに、資料2につきまして一部数値の訂正がございます。事前にお送りさせていただいております資料から、今現在画面で表示している数値に修正をお願いいたします。修正箇所は資料の左側の3歳児調査の表で、正しくは区部の配布数が5,446、区部の回収率が29.4%となります。それから男女別の表の回収数ですが、こちらは2,355が正しい数値となります。大変失礼いたしました。

改めまして、資料2に基づき、今年度実施いたしましたアレルギー疾患に関する調査についてご報告をさせていただきます。今回は速報値のご報告となります。調査は東京都が5年ごとに行っている3歳児調査と施設調査になります。対象と調査期間につきましては、資料に記載のとおりです。両調査ともIDを記載した調査依頼状を配布して、ウェブで回答いただくという方法で実施をいたしました。完全にウェブ回答のみで実施したのは今回が初めてとなります。

資料の左側、3歳児調査ですが、回収率は29.8%で、前回令和元年の調査が32.7%でしたので、2.9ポイント減となりました。地域別、男女別の回収率を資料に示しておりますが、こちらは回答割合にあまり大きな差はなく、傾向としても前回調査と同様の結果でございます。3歳児調査につきましては、質問項目数が全部で66問と大変多くなってしまい、途中で回答をやめてしまう人がいるのではないかと少し心配をいたしました。回答の途中で離脱された方はおりません。また、質問の解釈や回答方法に関する保護者からの問合せも1件もございませんでした。これらの状況からは、ウェブ調査への変更による特段の問題はないように思われます。

一方、資料右側、施設調査です。今回は、保育施設と学童保育の調査を別々に実施しております。回収率は施設調査全体で32.3%、前回の調査が63.9%でしたので、大きく減少しております。今回、この回収率が大きく減少した原因ですけれども、まだ推測の域を出ませんが、幾つかの要因が重なったのではないかと考えております。まず、調査期間中の状況からは、初歩的なオンラインでの回答方法に関する問合せも比較的多かったことから、ウェブ調査に慣れている施設と慣れていない施設との施設格差がかなり大きい印象を受けました。施設調査はその施設の責任者の方に回答いただくよう依頼をしているところですが、施設のウェブ環境の整備状況も含めて施設の責任者のITスキルの問題もありそうな印象です。

また、保育施設の方からは最近様々な機関からの調査や報告ものが多過ぎて現場の負担が大きい、絶対にこれは回答しないといけないのですかという苦情めいた声も複数聞かれました。実際に、このアレルギー調査の実施前に東京都の別の部局の調査もあった

ようで、その調査と混同されている方もいらっしゃいました。保育施設では、子供施策に関する動きが活発化する中で、保育業務以外での現場の負担感が大きい様子も伺えました。そのほか、民間のグループ企業が運営する施設の本社から、「複数の施設分をまとめて回答したいので調査項目の一覧を送付してほしい」といったご連絡や、ある自治体の担当者が公立保育園のIDで代理で回答しようとしていた事例もございました。さらに、この施設調査に初めて回答するという施設からは、これは本当に東京都の調査ですかというご連絡もありました。これまでの紙面での調査票と異なり、今回ウェブ調査に変更したことによって、調査項目の内容全体を事前に確認できないことへの抵抗感や、敷居の高さを感じたのか回答を躊躇する状況が見受けられましたので、この点については今後改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

ウェブ調査は、調査期間中の回収状況がタイムリーに把握しやすいというメリットもある一方で、特に施設調査においては、様々な課題も見えてまいりました。周知やリマインドを含めた対応方法の工夫などについてもまだまだ改善の余地もあり、今後の調査全体の在り方については、今回の調査結果のデータの精度も含め、改めて検討部会で検討を進めてまいりたいと考えております。

アレルギー調査の今後のスケジュールについてですが、現在集計結果のデータクリーニングを実施中で、近く中間報告を委託業者から受理することになっております。各調査項目の具体的な結果につきましては、検討部会で分析・検討を行った後、次回の委員会で概要を報告させていただく予定です。

説明は以上となります。

○岩田会長 ありがとうございます。

施設のほうの回答が少ないというのはもちろん、それをどう今後勘案して結果を見ていくのかというところが重要とは思いますが、ただいまのご説明を受けまして、ご質問、ご意見等、お願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。よろしいですか。

まだ内容のご報告ではありませんので、ご意見等も少ないかとは思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に移ります。

議事の（3）ですが、その他について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

その他の項目というところで、次年度の予定について簡単にご紹介をさせていただきたいと思っております。

次年度の委員会は、今年度と同様に2回開催を予定しております。第1回の予定といたしましては、令和7年7月頃を予定しております。年度が替わりましたら、別途改めて日程調整のご連絡等を差し上げます。

以上でございます

○岩田会長 予定のアナウンスでした。

よろしいでしょうか。

全体を通して、最後に何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

村山委員、どうぞ。

○村山委員 花粉症を担当しております村山でございます。

事務局に聞きたいことがあるんですが、花粉症一口メモを毎年配布しているんですけども、その中で舌下免疫の有効性というところがありまして、その文章の中に症状が消失または軽減した症例が約7割であると書いてあるんですが、その中で本当に症状がなくなった方の人数というのは何人になるのか。完治するというのだけが宣伝されていて、やってみたら変化なし・悪化というのが30%もいるんですけども、実際に本当に症状がなくなった人というのはどの程度いるのか。こういう調査は、例えば1万個とかという大飛散になったときに、消失した人が本当にそういう大飛散のときでも症状が出なかったのかどうかという追跡調査をやるというのが必要だと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 村山委員、ご意見ありがとうございます。

この資料でもふだん使っている有効性というところにつきましては、この中で説明はしておりますけれども、先行的に臨床研究を平成18年6月から平成21年4月に行った結果ということで、今の村山委員からのご指摘は、恐らくグラフがこの書き方では、今後変化なし・悪化が30%、2段階以上の改善が43%というように見えてしまうと。その後、研究はしているのかということかと思いますが、東京都といたしましては当初の臨床研究は行っていますが、その後、継続の研究等は行っておりませんので、ここの部分につきましては研究最終年の効果判定というふうな書き方をしておりますけれども、ご指摘のとおり、皆さんやると、30%が変化なし・悪化にはなるけれども、2段階以上が43%、必ず改善するのだというように見えなくもありませんので、そちらは来年以降、この書き方、表示の仕方についてはちょっと検討させていただければと思いますがいかがでしょうか。

○村山委員 症状がなくなったというふうに書かれているので、消失、本当に花粉症から解放されるという人数がどの程度いるかというのは、すごく重要な情報だと思うんですよ。それはやっぱり数値として出してほしいと思うのですけれども。

○環境保健事業担当課長 ここまでは当時の研究でございますので、現在の追ってというのは調査自体をしなければということもありますので、非常に難しいかと思いますが、ここについては、また花粉の委員会もございますので、そことも、ご相談しながら検討課題として承りたいと思いますので、ご意見承りましたのでちょっと検討課題とさせていただきます。

ありがとうございます

○岩田会長 本日、残念ながら大久保委員がご欠席ということで、コメントをいただけないわけですが、今後、都もその辺り、よろしく願います。

○村山委員 すみません。

くどのようなんですが、実は、国も花粉症対策として舌下免疫を強力に進めていて、適用できる患者を今の4倍に増やすという方針を出しているんですけども、実際に本当に完治するのかどうか、今、免疫療法という言い方していますけれども、ある程度の花粉には対応できるという昔の減感作という言葉のほうがいいのではないかという気もしないでもないんですね。

やはり、本当に症状が出なくなった人がいたら、そういう人たちは全体のどのくらいの割合にいるのかというのは、はっきり数値として出すべきだと思うんですね。その数値を出さないで、消失または軽減した症例が7割もいます、この7割というのは一段階、ちょっとよくなったという人も含めて7割なので、効果だけが強調されているところがあるなと思っているんですね。この辺の数値ははっきりさせたほうがいいなと思うので質問しました。

○環境保健事業担当課長 ありがとうございます。

またご相談させていただければと思います。村山委員も花粉症の検討委員会の委員でもございますので、花粉症の委員会の委員の皆様ともご相談させていただくとともに、厚生労働省とも毎年意見交換する際がございますので、今のご意見についても、本当に症状がなくなる人がどのくらいの割合いるのかというのがデータとしてあるのか、ないのかということも含めて検討させていただければと思います。

ありがとうございます

○岩田会長 今、チャットで武川委員から資料1の17ページ、災害時におけるアレルギー対応食の備蓄について、内容について教えていただきたい。小麦対応以外にも対応はしていますか。この関係について、現状と今後の対応についてお願いしますというご質問が入っております。災害時のアレルギー対応食はいかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長

ここにつきましても、すみません、手元に細かい資料がございませんので、小麦対応以外にもということですが、地域防災計画に東京都の場合にはアレルギー対応食と書いてございますけれども、区市町村の計画によっては7品目対応というふうにはっきり書いているところもございますので、ここの備蓄の状況につきましては担当部署にも確認をして、今後の委員会等でどこかの段階で報告できるようにしたいと思います。

ご意見ありがとうございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、予定されていた議事はこれで終了いたしました。

進行を事務局にお返しいたします。

○環境保健事業担当課長 岩田会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、本日は貴重なご意見を多数頂戴いたしまして、どうもありがとうございました。

本日いただいた意見を基に、またご質問いただいた内容も確認するとともに、都のアレルギー疾患対策を推進してまいります。どうぞ引き続きのご支援、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

次年度の委員会でございますが、今年度同様に2回開催を予定しております。別途、改めて日程調整のご連絡を差し上げます。

また、事務連絡になりますけれども、冒頭でも岩田会長より確認がありましたとおり、本日の議事録は公開とさせていただきます。後日、改めて委員の皆様へ本日の議事録をご確認いただき、その後ホームページで公表する予定でございます。お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、東京都アレルギー疾患対策検討委員会を閉会とさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中どうもありがとうございました。

(午後 7時34分 閉会)